

平成28年度 高知県環境審議会 議事録

日時：平成29年2月6日（月） 13:10～15:30

場所：高知会館2階「白鳳」

出席者委員：アウテンボーガルト委員、石川委員（会長）、岩内委員、岩神委員、内田委員（副会長）、大崎委員、岡村委員、康委員、黒田委員、多々良委員、時久委員、西村委員、田岡委員、藤原委員、細川委員、松田委員、矢野委員、横川委員、依光委員

事務局：林業振興・環境部長、林業振興・環境副部長（総括）、林業環境政策課長、新エネルギー推進課長、環境共生課長、環境対策課長、木材増産推進課長、木材産業振興課長ほか関係課

司会（林業環境政策課 課長補佐）

それでは定刻になりましたので、ただ今から「平成28年度高知県環境審議会」を開催いたします。本日司会を務めさせていただきます林業環境政策課の小笠原と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、審議会の委員23名のうち、現在19名の委員にご出席をいただいておりますので、審議会条例第6条によりまして、本会議が成立することを、まずご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして、林業振興・環境部長の田所からご挨拶を申し上げます。

林業振興・環境部長

林業振興・環境部長の田所でございます。環境審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、ご多用中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、昨今の環境を取り巻く動向を申しますと、地球温暖化問題につきましては、2015年12月に「パリ協定」が採択されて以降、最初の気候変動枠組条約国会合でありますCOP22が、昨年11月7日から18日まで、モロッコで開催されました。この会合では、2018年までに、パリ協定のルール作りを完了させ、その時に開催される「パリ協定第1回締約国会合」で新しいルールを採択し、2020年以降、パリ協定の取り組みをスタートさせることが決定されました。パリ協定の目標達成に向けた具体的なスケジュールが決定したことになります。

本県におきましても、本年度、高知県の温暖化対策を進めていくための「高知県温暖化対策実行計画」を見直し、対策の強化を行っているところです。

県の取り組みにつきまして、3点ほどご紹介させていただきます。

まず、地球温暖化対策として位置づけられております「再生可能エネルギーの導入促進」についてです。

本県は、全国でもトップクラスの日照時間や全国一の森林率に代表されます豊富な森林資源などのエネルギー資源を生かして、再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでまいりましたところ、固定価格

買取制度が追い風となり、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が大幅に進んでいる状況でございます。

一方で、新たな発電施設の送電網への接続制約や、生活環境、自然環境との調和といった新たな課題が見えてまいりましたことから、新たな課題に対応するため、平成23年に策定しました「高知県新エネルギービジョン」を昨年3月に改定しました。ビジョンに基づき再生可能エネルギーのさらなる導入促進を図ってまいります。

2点目は災害時の廃棄物処理に関する取り組みです。

東日本大震災から間もなく6年を迎えようとしております。災害時の廃棄物処理は、被害が発生してからではなく、平素から可能な限り必要な対策を講じておくことが求められています。

このことから、本県では、平成26年度において、南海トラフ地震により発生する大量の災害廃棄物を迅速に処理するための基本方針や処理方策を定めた「高知県災害廃棄物処理計画 Ver.1」を策定いたしました。

今後は、本計画に積み残した課題の検討に加え、市町村計画の策定支援のほか、昨年4月に発生しました熊本地震を踏まえ、被災住宅の解体撤去や市町村等が保有するごみ焼却施設の強靱化等の対策に取り組んでまいります。

3点目は、「生物多様性こうち戦略」についてでございます。

「生物多様性」の認知度を上げるため、先月29日に「生物多様性×DASH村?!」と題してフォーラムを開催し、講演会や様々な体験学習ができるお楽しみイベントを行いましたところ、たくさんのご家族連れなど延べ450名以上の方にご来場いただき、生物多様性の保全の重要性を共有したところでございます。

さて、本日の環境審議会は、環境基本法と自然環境保全法に規定されております合議制の必置機関となり、県の条例に基づき、高知県内の生活環境や自然環境といった環境全般に関する重要事項等について調査、審議をいただく非常に重要な審議会でございます。

また、高知県環境基本計画第四次計画は、今年度が計画の最初の年度であり、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の3つの社会づくりに向け、積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、どうか忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

司会（林業環境政策課 課長補佐）

続きまして、本日の会議は、委員改選後の最初の会議となりますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

お手元の資料に付けてございます「高知県環境審議会委員名簿」の順番に沿って、お名前を上から読ませていただき、ご紹介に代えさせていただきます。

森林インストラクター アウテンボーガルト 千賀子委員です。

高知大学教育研究部自然科学系理学部門 教授 石川 慎吾委員です。

高知県立大学地域教育研究センター 教授 一色 健司委員です。本日は欠席となっております。

物部川21世紀の森と水の会 代表 岩神 篤彦委員です。

くらしを見つめる会 代表 内田 洋子委員です。
高知県連合婦人会 副会長 大崎 章代委員です。
高知大学特任教授 岡村 眞委員です。
高知大学教育研究部総合科学系生命環境医学部門 教授 康 峪梅委員です。
高知市 環境部長 黒田 直稔委員です。
高知大学教育研究部自然科学系理学部門 准教授 島内 理恵委員です。本日は欠席となっております。
高知工業高等専門学校ソーシャルデザイン工学科 准教授 武内 秀樹委員です。本日は欠席となっております。
公益財団法人高知県のいち動物公園協会 園長 多々良 成紀委員です。
香美市教育委員会 教育長 時久 恵子委員です。
高知工業高等専門学校ソーシャルデザイン工学科 教授 長門 研吉委員です。本日は欠席となっております。
NPO法人環境の杜こうち評議員 西村 澄子委員です。
いの町 環境課長 田岡 重雄委員です。
高知大学教育研究部自然科学系農学部門 教授 藤原 拓委員です。
高知県自然観察指導員連絡会 副会長 細川 公子委員です。
一般社団法人高知県猟友会 業務執行理事 松田 武章委員です。
公益社団法人高知県薬剤師会 常務理事 矢野 光委員です。
コープ自然派しこくこうちセンター 非常勤理事 岩内 史子委員です。
高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門 教授 横川 和博委員です。
高知大学農学部 名誉教授 依光 良三委員です。

以上で、委員23名の方々のご紹介を終わります。

なお、皆様の委嘱状につきましては、先日お送りしております。今後ともどうぞよろしく願います。

次に連絡事項がございます。

本会議は、県が定めております「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、公開で行い、審議内容につきましてはインターネットに公開することとされておりますのでご了承ください。

続きまして、会長の選任に移りたいと思います。会議冒頭でも申し上げましたが、本日の審議会は、委員改選後、初めての会議でございますので、会長がまだ選任されておられませんので、会議次第の4にありますように会長の選任を行いたいと思います。

審議会条例第5条に基づきまして、会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、どなたかご推薦いただけませんか。

(推薦なし)

推薦が無いようでしたら、事務局から提案させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、引き続き、石川委員にお願いしたいと考えますがご賛同いただける方は拍手をお願いいたします。

(拍手)

それでは、石川会長が会長に決定しましたので、審議会条例第6条に基づき、会議の議長は、会長が務めることとなっておりますことから、石川会長は前の議長席へ移動をお願いいたします。

石川会長

皆様こんにちは。会長に選任いただきました石川でございます。本日は、林業環境政策課長が一括してご説明されるということで、少し時間がありますので、挨拶をしたいと思います。先月29日に生物多様性フォーラムが開催されまして、その前日に、元・日本テレビ「ザ!鉄腕!DASH!!」プロデューサーの今村さんとお話をしたのですが、エンターテインメントの世界にいる方は、我々の感覚とは随分違うのだなと感心しました。フォーラムで、お客様を楽しませることができるかどうか、関心を持ってもらえるかどうか、という意識がすごく高く、そのプレッシャーで緊張しているということでした。今村さんは、現在、侍ジャパンの社長を務めておられて、そのユニフォームをたくさん持って来たり、DASH村で使った小道具を持って来たりして、子どもさんに非常に喜んでもらい、聴衆を惹き付けているんですね。こういう風に聞いてもらえないと、環境問題は地味でストイックで我慢しないとイケないという印象になってしまうと、フォーラム等を開催しても来てもらえないということになり、全く効果が現れないということになります。そういうサプライズも含めて、知る、広めるというキーワードで進めている生物多様性こうち戦略の普及において、我々のノウハウのブラッシュアップが足りてないと実感しました。すごく良い具体的な取り組みをされている人がたくさんいるのですが、そのノウハウを共有できていないと改めて実感しました。また、繰り返しということも非常に大事で、本日ご出席の岡村委員は「高新大賞」を受賞されまして、おめでとうございます。年間100回の講演依頼があり、断らないと聞きました。すごいなと思い、近くで見ていたわけです。それだけオファーがあるということは、大変分かりやすい説明をされて、ためになるということです。地震の場合は命に関わることなので、生物多様性とは少し違うかもしれませんが、そういう地道な活動をしないと環境問題はなかなか進まないのかなと思います。

では、これから会に入りますが、皆様のご協力を得ながら進めていきたいと思っております。

それでは、会議次第の4にあります副会長の選出を行います。審議会条例第5条によって、副会長も委員の互選で定めることとなっております。副会長の選出にあたり、副会長をどなたかご推薦いただけませんかでしょうか。

(推薦なし)

ご推薦がないようでしたら、私の方からご提案させていただきたいと思っております。これまでも副会長を務めてこられました、内田委員にお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、副会長は内田委員にお願いしてよろしいでしょうか。ご賛同される方は拍手をお願いします。

(拍手)

ありがとうございました。

石川会長

次に、会議次第の5「会議録署名委員の指名」を行います。運営規定によりまして、会長が指名することになっていきますので、私の方からアウテンボーガルト千賀子委員と黒田委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

次に、会議次第の6「部会の編成」に移りたいと思います。

部会に属する委員及び部会長、副部会長につきましては、審議会条例第7条に基づき、会長が指名することになっていきますが、事務局の方で、部会の構成案がありましたら、提案してください。

林業環境政策課長

林業環境政策課長の上岡でございます。

それでは、部会の構成案をお手元の方にお配りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局案の名簿を各委員へ配付)

ただ今お配りしました、高知県環境審議会委員名簿(案)について、ご説明いたします。

名簿の左側から各委員の氏名、役職等を記載しており、その右側には各委員にお願いします「総合部会」「水環境部会」など、合わせて5つの部会名を示しております。

それらを縦方向に見ていただきまして、しるしを付けてあります各部会へ、各委員の皆様に入っていただきたいと考えております。

それぞれの部会の部会長は二重丸、副部会長は丸、委員は三角で、記載しております。

こちらを事務局案として提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

石川会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました委員名簿の案により、指名を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、この委員名簿のとおり、部会の委員を指名させていただきたいと思っております。

それぞれの部会での審議など、お願いすることもあるかと思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、会議次第の7「報告事項」に移りたいと思います。部会報告等につきまして、①自然環境部会、及び②水環境部会について各部会からの報告をいただきます。

それでは、まずはじめに①自然環境部会について、私の方から報告をします。

石川会長

(資料1に基づき、自然環境部会の審議結果について報告)

石川会長

今の説明について、何かご質問等はありませんでしょうか。

(質疑なし)

石川会長

次に②水環境部会について、藤原水環境部会長から報告をお願いいたします。

藤原部会長

(資料2に基づき、水環境部会の審議結果について報告)

石川会長

今の説明について、何かご質問等はありませんでしょうか。

(質疑なし)

石川会長

以上で、部会報告を終了いたします。

次に、会議次第の8「高知県環境基本計画第4次計画の取り組み状況と成果について」に移ります。まず始めに、事務局からの説明をお願いします。

林業環境政策課長

「高知県環境基本計画第4次計画」については、平成28年4月に策定を行い、今年度から新たな計画に基づく取り組みを進めてまいりました。

同計画では、進行管理における計画の点検及び評価結果は、環境審議会へ報告し、ご意見やご助言を受けながら取り組むこととされておりますことから、各取り組みのうち主要な項目につきまして、私の方から一括してご説明させていただきます。

資料の方は、表紙右上に「資料3」と記載されました「高知県環境基本計画第4次計画 進捗管理シート 総括表」をご覧ください。

なお資料の1, 2ページに環境基本計画で定める各分野における目標値、現状値等について記載しており、3ページからは各分野毎の取り組みを記載しております。

(資料3に基づき、林業環境政策課長が一括説明)

石川会長

ここで10分間の休憩を取りたいと思います。会場の時計で14時26分まで休憩としますので、各委員の皆様は少し前には着席をしていただきますようご協力をお願いします。

(10分間の休憩)

石川会長

それでは、時間となりましたので、会議を再開します。先ほどの説明につきまして、ご意見やご質問など、何かありませんでしょうか。

藤原委員

3点あります。まず1点目は、今年元旦に、高知新聞に、高知県の川がきれいになったという記事が掲載されていましたが、環境がきれいになればモニタリングの必要がないよね、という風潮になりがちだと思うんですね。全国的に緻密な環境測定をしている各都道府県の環境研究所といった機関が存続の危機にあります。東北の大震災時や平成24年度の利根川の水質事故などが問題になった際に、現在の汚染状況がどれほどのものなのかを判断するためには、平常時の数値の積み重ねが重要であることが明らかになりました。資料の1ページの「公共用水域における水質汚濁に係る環境基準達成率」の指標の達成率や11ページの「公共用水域や大気などの生活環境の保全」などの把握は重要ですが、平常時のモニタリングを継続することは、異常な環境になった時に、平常時の正しい環境に戻すための基礎になるということから、モニタリングを継続するということがそのものが非常に重要であることを県民にご理解いただけるよう、県民の意識を醸成していくような説明をしていただくようお願いしたいです。

2点目は、資料の7ページに「家畜排せつ物の活用」という項目があり、余剰ふん堆肥が依然生じているという課題が挙げられています。一方で、17ページに「有機農業の推進」とあるわけですが、余っている家畜排せつ物を利用するのは有機農業をする方であるので、この二つは連携しないとできない。さらに言いますと、公園下水道課では、下水汚泥の堆肥を作っており、正確には有機農業にはならないものの同様の効果がある下水汚泥の堆肥利用について、公園下水道課と連携できているかどうか、有機農業をしている方に情報提供ができているかどうかをお伺いしたいです。

3点目は、資料の17から18ページの「GAPの推進」についてです。アウトカムの欄に「グローバルGAP認証取得事業者数が1経営体から2経営体となった」とありますが、グローバルGAPの認証をすることで海外での販売をする上で非常に大きなメリットになると思いますので、環境部局としてのGAPの推進にとどまるのではなく、県全体の環境ビジネスの取り組みとして、輸出を促進するような取り組みができているかどうか、環境部局と輸出の部局との連携ができているかどうかをお聞きしたいです。

環境対策課長

1点目のご質問についてですが、昨年、高知新聞から、こうした記事を書きたいので情報提供をお願いしたいということでしたので、情報提供をしたところです。県民の方に見ていただき、河川の水質の状況についてご理解されたと思うので、有り難いことです。藤原委員のご指摘のとおりでございまして、

平常時のデータの蓄積を積み重ねることが重要と考えております。今後も引き続きデータの蓄積を重ねていき、何かあった場合はすぐに公表するなど対応していきます。

環境農業推進課チーフ

2点目のご質問についてですが、家畜排せつ物につきましては、有機農業に限らず、多くの水稲、野菜などあらゆる場面で使ってもらおうよう進めております。有機農業は県内農地面積の約0.3から0.4パーセントの取り組みとなっており、まだ少ない状況ではございます。特に、中山間地域の水田への利用も推進しており、約7、8年前は、余剰堆肥は7,000トンほどでありましたが、4、5年前からは1,500トンほどの在庫量で安定しています。有機農業の方にも地元の堆肥を使っただけよう進めております。

次に、3点目のご質問についてですが、日本の高品質な農産物を扱っている海外のデパートにおきましては、安全安心を考え、きちんと農業を行っている証明としてGAPが求められております。その世界基準がグローバルGAPであります。アウトカムで記載してます2経営体は、県内の大手流通会社から求められてグローバルGAPを取得したものとなっております。恒常的に、海外のデパートと取引し相手方から求められている事例はまだございませんが、輸出促進を進めておりますし、取得しておくことは大変重要なことと考えております。また、オリンピック・パラリンピックの食材調達の基準にも挙げられておりますことから、グローバルGAPを取得しておくことは非常に重要なことです。2月13日には県内全域を対象としたグローバルGAPの研修会も実施する予定にしています。

藤原委員

下水汚泥の件ですが、国土交通省もビストロ下水道の推進を図っており、高知県もメンバーとなっているのですが、下水汚泥堆肥を農業に有効に利用して、都市と農村の循環を進めておりますので、県としても公園下水道課と連携して推進していただけたらと思います。

西村委員

私も藤原委員に同感で、連携が生まれたらいいなと思っております。私からの質問ですが、1ページの循環型社会への取り組みの「産業廃棄物の再生利用量の割合」について、「目標値65.2%、現状値65.2%」と全国的に見ても再生利用量の割合は高いと思いますが、「現状維持に取り組む必要がある」という点が引っかかります。現状維持はすばらしいですが、エコサイクルセンターが想定を上回る早さで容量が満杯になり、新しい候補地を選定するという状況の中ですので、現状維持ではなく、もう少し努力した方がいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

環境対策課長

この目標値は今年度の3月に作成した5年間の計画である高知県廃棄物処理計画で設定した数値となります。この数値の設定のあと、西村委員にもご参加いただいておりました最終処分場の在り方検討委員会でもその事についてご指摘を頂戴いたしました。この計画では目標値が65.2%ですが、次の見直しの際にはそういう視点で検討したいと思っております。

西村委員

現状維持に取り組む必要があるというのを、なお努力する必要があるとしていただけたらと思います。

環境対策課長

そういう視点を持って取り組んでまいりたいと思います。

岩神委員

9ページの生物多様性と公共工事の在り方について今ひとつ整合性がとれていないのではないかと思います。10ページの文化環境評価システムによる公共工事の環境配慮の項目で、「事業部局が公共工事を行う際に、より有効な環境等への配慮が行えるように意見交換等を行い、全庁的な情報の共有を行うことで、各事業での環境配慮の取り組みが推進された」という記述がありますが、例えば土佐山田町神母ノ木にある香我美橋の下流でやっている工事ですが、高知県内水面漁業調整規則で禁止されている建干という漁法がとられているのではないかと思います。このような公共工事をして住民のみなさんに見せて恥ずかしくないものかと思います。私は、住民の方から、あの工事は何ですか、あれでは何も棲めないではないですか、と言われました。このような公共工事を行っていることについて、公共工事の在り方、環境保全の在り方について、環境審議会としても注視していただきたいと思います。各部局間との連携をさらにお願いたします。

河川課チーフ

当該工事は、堤防の付け替えによる河道の改修計画の工事かと思います。状況についてはこちらでも確認をしますが、工事を所管している国土交通省に、問題がないかどうか確認をしたいと思います。

岩神委員

全庁的な情報共有や、本件のように国の所管する公共工事である場合もありますので、国との連携も含め、これまで以上に関係機関との連携に取り組んでいただきたいと思います。

石川会長

県内のみならず国との連携など、難しい面もあろうかと思いますが、よろしくお願いたします。

依光委員

岩神委員の質問と関連しますが、物部川の下流でのバイパス工事をしていますが、橋の上流の中州は、昨年、一昨年とコアジサンが営巣したが、昨年度は藪化、灌木や、草が生えたため無理な状況になりました。今年工事を行うにあたり、中州に道がついて工事車両が入ってきています。その際に、国土交通省に申し入れをしたのですが、草や灌木を除去して、ヘビやイタチなどの天敵が入ってこないようにしないと希少種のコアジサンが営巣できなくなる、というお願をしたが、国土交通省は予算をとっていないと対応してくれませんでした。県で勉強会を開いて業者が対応すると言っていたが、あまり進んでいません。国土交通省と県が連携して、少しやっただけであればコアジサンが営巣してくれるようになるはずですのでお願いたします。また、多自然川づくりについて、高知の川はきれいになったと言わ

れていますが、水質面と見かけ上はきれいになったかもしれませんが、しかし、本来の自然はどうか、私達は嘆いています。というのは、河床構造が変化してきており、昔は河口近くにまで大石、巨石があり、鮎などが棲める状況でしたが、今では小砂利化が進み、本来の川の生産力、鮎などを扶養する力が3分の1ぐらいに衰えています。生き物にとっては良くない。典型的なのは物部川で、以前は、ナマズがたくさん居たがほとんど居なくなり、その替わり、ブラックバスが増えています。また、安芸川の方は、森の工場が出来たことにより、源流域に作業道が増え、これは間伐という面では良いのですが、作業道をたくさん付けるため、豪雨の際に砂利が川に抜けるという現象が起きています。環境や生き物にとってどうなのかという視点をもって事にあたっていただきたいと思います。

環境共生課長

コアジサシの件ですが、依光委員が詳しい観察をしておられるので、一緒に現場を見に行き、市町村も含め研修会をしたところです。その際、ヘビなどの天敵が来たり、台風時のダムの放流により水位が上がリコアジサシの営巣に影響があると聞きました。コアジサシの生息のパターンや季節によっても状況が変わってくるかと思しますので、土木部にも協力を賜るよう要請しています。また、国土交通省にもお願いをして、昨年度は、国土交通省の直営のボランティアの方々と一緒に勉強会をし、参加者の皆様と清掃もしました。また、国土交通省には、繁茂している草木についてできる限りの対応をしていただき、春以降のコアジサシの営巣に影響がないように要請したいと思っております。

次に、河床構造の件ですが、依光委員がおっしゃるとおり、小砂利化は進んでいますので、平成27年度には、安田川について、多自然工法に関する勉強会を市町村と一緒に開催し、ハイドロ工法という砂利が溜まらない工法も勉強したところです。この工法を国土交通省が管轄している物部川の下流工事でも是非やっていただきたい。私たちも伺う度をお願いしていますが、今後も更なる働きかけを行っていききたいと思います。

岩内委員

まず、当方の所属するコープでは、添加物、農薬、遺伝子組換え、放射性物質についてとても気を遣っており、厳しい基準を設けています。生物多様性については色々な試みをしており、徳島県小松島市の一部の地域をお願いをして、ツルを呼ぶお米を作ったところ、2010年にナベツルの飛来数9羽だったものが5年後には400羽近くになっています。つまりそれだけ田んぼの生物が循環して多様性が生まれているということです。では、農薬がなければいいのかと言うと、私は高知のチベットと言われるところに住んでいますが、ある集落では、農薬に対するアレルギーを持ったお子さんが産まれたため、農薬を減らしたところ生産量が半減して死活問題になっているとお聞きしました。生物多様性を進めるうえでは、農薬についてもバランスよく進めていく必要があると思いますが、県の方でも何らかの働きかけがあるといいと思いますが、どのような対応をしているかお聞きしたいです。

2点目ですが、新エネルギーについて、私も新エネルギーを利用したいと考えておりますが、自宅は山の中のため契約してくれる会社がないので、今後どのように進めていく予定なのか教えてほしいです。

3点目に、資料2の公共用水域水質測定計画統括表ですが、これは水の基準なのでしょうか。私は以前、硝酸性窒素について調べたことがあり、これがPPMだったら高いなと思いましたが、教えていただきたいです。

環境農業推進課チーフ

環境保全型農業の中で、化学農薬をできるだけ使用しない方法で実施しています。例えば、天敵昆虫を利用するIPM技術があります。これは、天敵昆虫も一緒にやっつけてしまうと意味がないので、使える農薬は限られてくるなど、昆虫をコントロールする技術が必要となりますが、高知県は、化学合成薬の使用量が大幅減ってきています。さらに、以前は、使用する天敵をオランダから輸入していましたが、近くにいる虫が害虫を食べているということを農家の方が発見し、現在は、その土地にいる土着天敵を使う技術を実施し、環境に配慮した農業を進めています。

岩内委員

有機農業者への補助制度などはありますか。

環境農業推進課チーフ

有機JASの認証取得の際に、取得時の1回目、更新時の2回の計3回の取得に関する費用の半分の補助を行っています。また、天敵昆虫を使用する場合は、グループになってもらう必要はありますが、費用の3分の1の補助があります。

新エネルギー推進課長

送電網についてのご質問ですが、全国的に新エネルギーが進んでいる背景には、固定価格買取制度があり、これは作った電気を送電することによって買い取っていただくものです。既存の送電網を使っているわけですので、送電容量が少なくなってきており、県内の東部や西部では容量不足で繋げない状況となっています。50kW以上についてはこのような状況のため、大規模な送電網整備を進める場合はかなりの費用がかかりますので、国へ政策提言を行い、仕組み作りを考えてもらうよう要請しています。一方、50kW未満は繋ぐことができますので、まだ蓄電池が高価ということとはございますが、太陽光で蓄電池などを使うことや、完全な自家消費などの促進が考えられ、大きいもの、小さいものに分けて、二つの方法で進めていきたいと考えています。

環境対策課長

公共用水域水質測定計画統括表の数字は、H28年度のサンプル数でございまして、基準の数値ではございません。ちなみに地下水の基準値について申しますと、10mg/Lでございます。

岩内委員

了解しました。ありがとうございました。

矢野委員

11ページから12ページの「セアカゴケグモ対応手順を勉強会で共有したことで、庁内関係機関と市町村担当機関の役割分担が明確化し、セアカゴケグモ発生時の対応がスムーズになった」とありますが、具体的に教えてください。

環境共生課長

セアカゴケグモについては、新たな発見情報があれば全てHPで公開しています。ちなみに、平成28年度は平成27年度より若干発見情報が少なくなっております。おそらく、皆様が発見し次第、殺虫剤で駆除されているものと思います。セアカゴケグモに噛まれますと若干症状が出ますので、今年度は、県庁で、環境省の専門家を招き、市町村の環境部署の方々、県の土木事務所、保健所のチームが集まり、研修会を実施しました。発見された際の対応マニュアルを作成し、各市町村、県の保健所、医療機関などの関係機関と即座に連携できるように対応しているところです。

もう1点、オオキンケイギクについては、きれいな花ですが、根こそぎ駆除しないと根絶が難しいものです。昨年度、環境省が作成したパンフレットを各市町村と関係機関に配布しました。今年度は、環境共生課でパンフレットを作成し、2万5,000部刷る予定で、約半分程度を市町村等の関係機関に配布する予定にしています。特に高知市は公園が約700箇所あり、公園愛護会の方々が精力的に駆除されておりますので、1,000部ほど、研修会の機会等に活用していただけるよう配布する予定にしております。

矢野委員

セアカゴケグモについて、病院で注意を促す通知を見ましたが、一般の方へのインフォメーションはされているのでしょうか。

環境共生課長

県民の方々には、セアカゴケグモが発生する9月頃から県の広報誌に掲載をして周知を行ったり、市町村にも広報誌への掲載等をお願いしています。また、各種研修会での周知、発見情報があった地域については、市町村の回覧板などを通じて各区長さんに周知をお願いするなどしています。

細川委員

特定外来生物については、オオキンケイギク以外にも、ミズヒマワリ、ナルトサワギク、ボタンウキクサなどたくさんありますよね。オオキンケイギクなどは花がきれいなため、人が有害植物とは知らないことで人為的に分布を拡大したり、また、ナルトサワギクのように名前も在来種のようにですが、繁殖力が強く、高知の貴重な植物が生育する蛇紋岩地にもかなり侵入してきています。外来植物はあつという間に増えてしまいますので、オオキンケイギクのように後手にならないように早め早めに手を打っていただきたいと思います。

環境共生課長

生態系に被害を及ぼす特定外来生物のリストが環境省により公表されていて、約429種あります。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律での指定は112種で、直近で24種ほど増えています。皆さんが気づかないところではびこっている状況です。特に、オオキンケイギクなどのようなきれいな花は、一般の方が知らずに植えて広がることがあります。平成29年度からは、外来種のリストを作成して、対策に取り組んでいきたいと思っています。委員の皆様におかれましても、情報がございましたらお寄せいただくと有り難く思います。

石川会長

それでは、時間の関係もございますので、以上で質疑は終了とします。各委員からのご意見を踏まえ、今後事業を行う上での参考にしていただきたいと思いますので、県の方はよろしくをお願いします。

続いて、会議次第の9によりまして、部会へ付託しようとする諮問事項の審議に移ります。諮問事項について、執行部から審議会への諮問をお願いいたします。

(林業振興・環境部長が諮問事項を朗読し、諮問書を会長へ手渡し)

石川会長

それでは、ただいま知事から諮問を受けました案件について審議を行います。まず、諮問事項の横倉鳥獣保護地区の指定について、執行部から趣旨説明をお願いします。

鳥獣対策課長

(資料4に基づき説明)

石川会長

それでは、今のご説明についてのご意見やご質問など、何かありませんでしょうか。

(質疑なし)

石川会長

ないようでしたら、本案件は自然環境部会に付託することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

石川会長

ご異議ないようですので、本案件は自然環境部会に付託します。なお、各部会に付託した案件につきましては「高知県環境審議会運営規定」第6条の3の規定により、「部会の決議は会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる」こととなっておりますので、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

(異議なし)

石川会長

ご異議ないようですので、部会に付託した案件につきましては、部会の決議後、会長の同意を得たうえで審議会の決議とします。

最後に、会議次第の10の「その他」に進みたいと思います。事務局から何か連絡事項はありますでしょうか。

司会（林業環境政策課 課長補佐）

事務局から2点ご連絡をさせていただきます。

1点目ですが、お車でお越しの方で、高知会館駐車場をご利用された方は、1階フロントに駐車券を提示のうえ割引の手続きを行った後、自動精算機でお支払いください。また、領収書を事務局の者が自動精算機の所に受け取りにまいりますので、事務局の者にお渡しください。高知会館以外の駐車場をご利用になられた場合も、その領収書を返信用封筒にてお送りください。

これもちまして、平成28年度高知県環境審議会を閉会いたします。

石川会長

どうもお疲れ様でございました。